

第2章 給 料

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合一般 職の職員の給与に関する条例

（平成13年3月6日）
（条例第20号）

改正 平成21年4月1日条例第34号

猪名川上流広域ごみ処理施設組合の一般職の職員の給与については、川西市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年川西市条例第22号）、川西市職員給与条例施行規則（昭和31年川西市規則第6号）、川西市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年川西市条例第10号）及び初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年川西市規則第20号）の規定を準用し、支給するものとする。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成21年条例第34号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。